

## 中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

### 1. 指名停止措置業者名

(株)石川建設工業

指名停止措置業者の住所

大分県大分市横塚 2 - 1 - 3 7

### 2. 指名停止措置期間

令和 6 年 1 月 6 日から令和 6 年 2 月 5 日まで (1 か月間)

### 3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件9に該当

### 4. 指名停止措置理由

一次下請業者から受注した公共工事（とび・土工工事）において、建設業法第3条第1項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて下請契約を締結したとして、令和5年10月17日、大分県知事から同法第28条第1項第6号の規定に基づく指示処分を受けたため。

### 【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係

TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)